

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会活動指針



平成20年6月

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

目次

第1 活動指針の改定に当たって

- 1 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域安全まちづくり条例の施行等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 活動指針の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 目標、活動の3本柱

- 1 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 活動の3本柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3 取組内容

- 1 地域安全まちづくり活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 子ども、高齢者等の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 防犯に配慮した施設の管理・整備・・・・・・・・・・・・・・ 9

資料編

- 1 県下の犯罪情勢等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 地域安全まちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要・・・・・・・・ 19
- 4 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則・・・・・・・・ 21

第1 活動指針の改定に当たって

1 これまでの取組

(1) 協議会事業の取組

兵庫県においては、平成14年に戦後最悪の刑法犯認知件数を記録し、地域の防犯対策が重要な課題としてクローズアップされたことから、「地域の安全は地域自らが守ろう」を合言葉に、自治会等の地域団体や事業者その他の各種団体による活動が県内各地で展開されるようになりました。

そこで、警察その他の行政機関も含めて相互に連携し、県民ぐるみで取り組む必要があるとの共通認識のもと、当協議会は防犯に関する県民運動の推進母体として、平成17年3月8日に設立されました。

そして、協議会会員団体がそれぞれの立場に応じて具体的な取組を進める際の参考とするため、平成17年12月に「活動指針」を策定し、下記の主な事業に取り組んできました。

(参考：これまでの協議会の取組)

	主 な 事 業 内 容
17年度	防犯意識啓発ポスターの作成・配付 ホームページの開設 協議会シンボルキャラクターの公募・決定 地域安全まちづくりセミナーの開催 など
18年度	地域安全まちづくり活動事例集の作成・配付 協議会シンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発用品（ウインドフラッグ、ステッカー）の作成・配付 地域安全まちづくりセミナーの開催 など
19年度	ホームページのリニューアル 会員による地域安全まちづくり研修の支援 地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究 防犯学習シミュレーションCDの作成 地域安全まちづくりセミナーの開催 など

(2) 会員団体独自の取組

会員団体においても、地縁団体や教育関係団体による防犯パトロール、子どもの見守り活動、高齢者等を狙った悪質商法追放の取組等が展開されています。

また、事業者団体においては、子ども、女性等が犯罪に遭いそうになった場合に新聞販売所、ガソリンスタンドなどで保護する「110番の店」やタクシー、営業車両等の運転者が犯罪の現場等を目撃した場合等に被害者の保護・関係機関への通報を行う「110番の車」の取組等が盛んになっています。

参考：会員団体による取組の具体例（主なもの）

「こども110番の店（車）」の運用（県自動車整備振興会、県書店商業組合、県遊技業協同組合、県建設業協会等）

「防犯優良マンション認定制度」の運用（県防犯協会連合会、県防犯設備協会ほか）
安全で安心なインターネットの利用に関する講習会等の開催（県インターネット安全安心利用推進協議会）

店舗周辺道路における子どもの見守り活動の実施及び児童用防犯教育DVD等の作製・配付（県石油商業組合）

「ロックの日（6月9日）」における街頭キャンペーンの実施（日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部）

2 地域安全まちづくり条例の施行等

(1) 地域安全まちづくり条例の施行

各地で安全確保に向けた取組が行われる中、こうした取組を地域ぐるみの県民運動として持続可能なものとするため、兵庫県は、県民、地縁団体等及び事業者が互いに連携し、「地域安全まちづくり活動」に取り組むことにより、安全で安心な兵庫の実現をめざすことを基本理念に、各主体の役割等を定めた「地域安全まちづくり条例」を制定し、平成18年4月に施行しました。

（「地域安全まちづくり活動」：犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動）

(2) 地域安全まちづくり推進計画の策定

地域安全まちづくり条例において、県の責務として、県民、地縁団体等及び事業者の皆さんの活動を支援することが明確化され、併せて県の支援施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めることが明記されました。

このため、県は、平成19年5月、「地域安全まちづくり活動の支援」「子ども、高齢者等の安全確保の支援」「防犯に配慮した施設の管理・整備の支援」を3本柱に、目標や具体的な支援策を整理した「地域安全まちづくり推進計画」（計画期間：平成19年度～21年度）を策定しました。

3 活動指針の改定

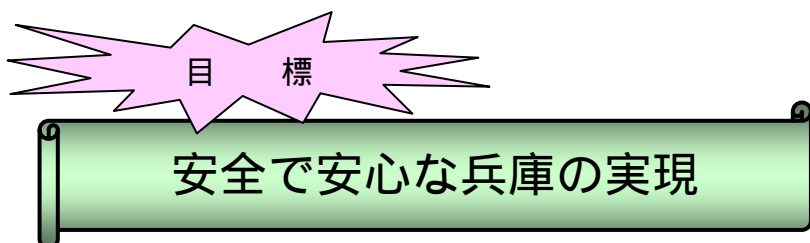
協議会及び各会員団体における取組が、「地域安全まちづくり条例」及び「地域安全まちづくり推進計画」の理念や活動の方向との整合性を確保することにより、一層効果的に展開されるよう、この度、活動指針を改定することとしました。

今後は、新たな活動指針を参考に、これまで会員団体が蓄積してきた知識やノウハウを共有し、相互に連携した取組を展開していくことが求められています。

第2 目標、活動の3本柱

1 目標

協議会及び各会員団体は、地域安全まちづくり活動に関する多様な取組の展開を通じて、以下に掲げる目標の達成を目指します。

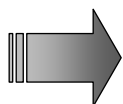


2 活動の3本柱

協議会及び各会員団体は、以下に掲げる3つの柱に沿って、地域安全まちづくり活動を実施可能なものから展開していきます。

第1の柱

地域安全まちづくり活動の推進



安全で安心な日常生活を送るためには、まず、県民一人ひとりが平素から犯罪の被害に遭わないよう心掛け、「自分の安全は自ら守る」という意識を持ち続けることが大切です。

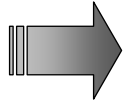
このため、会員団体関係者はもとより、広く県民に向けて、多様な手段を活用して防犯情報、犯罪情報の提供に努めるほか、各種キャンペーンの実施等を通じて地域安全まちづくり活動に対する県民意識の高揚に取り組みます。

さらに、「地域の安全は地域が自ら守る」という高い意識を持ち、地域社会を構成する多様な主体（県民、各種団体、事業者、行政・警察）が参画し、協働していくことが不可欠です。

このため、取組に必要な知識やノウハウ等の習得に努め、これらを会員団体や協議会が共有し、地域や団体の実情に応じた活動を推進します。

第2の柱

子ども、高齢者等の安全確保



最近、学校や通学路等において、子どもが犯罪に巻き込まれ、被害者となる悲しい事件が発生し、家族はもとより地域社会にも大きな衝撃を与えています。

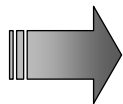
一方で、我々の周りに有害・危険な情報があふれ、子どもの規範意識の低下、少年非行の多発につながっているのではないかと考えられます。

さらに、高齢者などが悪質商法等により多額の損失を被る事例が各地で発生し、大きな問題になっています。

このため、子ども、高齢者等を見守る活動や子どもの規範意識を高める教育を推進するなど、子どもや高齢者等の安全確保に向けた取組の充実に努めます。

第3の柱

防犯に配慮した施設の管理・整備



近年、中高層マンションが多くなるなかで、多くの死角空間が生み出されています。

また、ピッキングなどの新たな犯罪手口の出現により、安全性が高いとされてきた集合住宅でも空き巣被害が増えています。

さらに、防犯に配慮して設計されなかった道路や公園等の都市施設が犯罪の機会をつくり出してきた面も見逃すことができません。

このため、住宅、商店等の事業用施設、道路、公園等の設計・管理に当たっては、防犯の視点を取り入れ、ハード面から犯罪のおこりにくい安全で快適な生活環境の整備を進めます。

第3 取組内容

協議会及び会員団体は、以下の取組例を参考に、実施可能なものから実行していくこととします。

1 地域安全まちづくり活動の推進

犯罪・防犯情報の提供、自主防犯意識の高揚、犯罪被害者等に対する理解促進を通じて、県民一人ひとりの地域安全まちづくり活動に対する意識の高揚を図ります。

また、地域における自主防犯組織の結成・活動促進、様々な主体による活動の促進、地域のリーダーたる人材の養成等により、地域ぐるみの活動の促進を図ります。

取組項目		取 組 例	主な実施主体
県民意識の高揚	犯罪情報・防犯情報の提供	・ 地域防犯ニュース等の発行、地域住民への周知（回覧板、掲示板等の活用）	防犯活動団体、県（知事・警察）、市町
		・ 携帯電話のメール機能やホームページを活用した防犯・犯罪情報の提供	県（警察）、防犯活動団体、協議会
		・ 社内報、業界紙における防犯・犯罪情報の提供	事業者、事業者団体
		・ 悪質商法等の未然防止を図るための情報紙等の発行 ・ 消費生活に関する知識を習得するための講座等の開催	消費者団体、県（知事）、市町
	自主防犯意識の高揚	・ 防犯意識啓発ポスター、パンフレット等の作成・配付 ・ 情報紙、ホームページを活用した防犯対策等の紹介 ・ 防犯教室、講習会等の開催 ・ 防犯に関する各種キャンペーンの実施 ・ 防犯イベント、大会等の開催・参画	防犯活動団体、県（知事・警察）、市町、協議会
		・ 事業所の従業員向け防犯意識啓発の充実	事業者、事業者団体
		・ 地域団体その他各種団体の諸活動の機会を活用した防犯意識の啓発 ・ 各家庭における防犯意識を高めるための取組への支援	地域団体その他の会員団体

	犯罪被害者等に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に対する情報提供、相談及び各種支援の実施 県民向けシンポジウム、啓発キャンペーン等の実施 	犯罪被害者等支援団体、県（知事・警察）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等を支援する民間団体の活動支援 	県（知事・警察）、市町
地域ぐるみの活動の促進	地域における自主防犯組織の結成・活動促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防犯活動団体を立ち上げるノウハウ等の提供 活動マニュアルの作成・配付 先進事例の紹介など活動ノウハウの提供 活動に関する専門知識を有する者の派遣 	防犯活動団体、県（知事・警察）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯を装着した自動車によるパトロールへの支援 	県（警察）
	自主防犯組織間の交流と連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯組織が相互に連携して取り組む協働事業への支援 小学校区域等における活動拠点の確保 仲間づくりに役立つ情報の提供 	県（知事）、市町
	様々な主体による活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に関する相談体制の充実 活動に必要な資金調達の支援 	防犯活動団体、県（知事）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 地域内の夜間パトロールの実施 危険箇所の点検 	地域団体等、防犯活動団体
		<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動の実施 互いに見守りあう声掛け運動の推進 	地域団体等
		<ul style="list-style-type: none"> 従業員等に対する防犯教育の実施 防犯訓練の実施 事業所が所在する地域の自主防犯組織等との連携、活動支援 	事業者、事業者団体
		<ul style="list-style-type: none"> 深夜の営業時間帯における複数従業員の確保 	深夜営業事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 警察等への緊急通報体制の確立 	金融事業者、深夜営業事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 警備員等による店舗内の巡回強化 	有店舗型事業者
<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の通報 犯罪の被害に遭った県民の保護・通報 		配達業務事業者	
<ul style="list-style-type: none"> インターネット犯罪対策の強化 	情報・通信サービス事業者		

	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関のネットワーク化の促進 地域の防犯上の課題解決に向けた協働事業の実施 	県(知事・警察)、市町、各種団体、事業者等
地域のリーダーたる人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> 活動リーダー向け研修会等の開催 	防犯活動団体、県(知事・警察)、市町
	<ul style="list-style-type: none"> 地域において地域安全まちづくり活動を先導する推進員への支援 	県(知事)、市町防犯活動団体
活動に貢献した個人・団体への表彰	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な活動を行った県民・団体等に対する表彰等 	県(知事・教育委員会・警察)、市町、協議会

2 子ども、高齢者等の安全確保

地域協働による子どもの安全確保、子どもの健全育成に適した環境づくり、家庭等における安全の確保を通じて、子どもや高齢者等を地域で見守る活動を推進します。

また、気軽に相談できる場づくりや自らを守る術を身につける学習機会の提供を通じて、安全に関する対応能力の向上を図ります。

さらに、非行防止活動を推進するとともに、学校や家庭において道徳観を養う取組を進め、子どもの豊かなこころを育成する取組を推進します。

取組項目	取組例	主な実施主体
地域で取り組む見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 通学路等の安全確認 通学路等における見守り活動の実施 	地域団体等、教育関係団体
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る110番の家(店)等の子どもの安全・安心拠点の確保 	地域団体等、事業者、事業者団体
	<ul style="list-style-type: none"> 学校等施設内の安全確認 学校等への不審者侵入防止対策の強化 警察等への緊急通報体制の確立 学校安全に関する指導員及びボランティアを活用した学校安全体制の整備 学校等の安全確保に関するマニュアル等の策定 	学校等、県(教育委員会)
	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを地域で支えるしくみの充実 	地域団体等、県(知事)、市町

	子どもの健全育成に適した環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみで青少年を守り育てる運動の推進 ・ 子育ての悩みを解決するための情報交換の拠点づくり ・ 子どもたちが自由な発想でのびのびと遊べる場づくり ・ 中・高校生などが仲間と交流できる居場所づくり 	青少年健全育成団体、地域団体等、事業者団体、県（知事・教育委員会）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、家庭、地域が連携して子どもの安全確保などの課題を解決するしくみの構築 	県（教育委員会）、市町、地域団体等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットの有害サイトから子どもを守る取組の推進 	情報・通信サービス事業者、青少年健全育成団体、県（知事・教育委員会）、市町
	家庭等における安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭での子どもの防犯教育への支援 ・ 高齢者を見守る活動の実施 ・ 高齢者を狙った犯罪に関する情報の提供 	地域団体等、教育関係団体、県（知事・教育委員会）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者等からの暴力（DV）被害対策の推進 	県（知事・警察）、市町
安全に関する対応能力の向上	気軽に相談できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの悩みを受け止める相談の実施 ・ 少年非行に関する相談の実施 	青少年健全育成団体、県（知事・教育委員会・警察）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制の充実 	消費者団体、県（知事）、市町
	自らを守る術を身につける学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯訓練の実施 ・ 「地域安全マップ」の作製等の防犯教育の充実 ・ 悪質商法に関する情報の提供 	学校等、地域団体、県（知事・教育委員会）、市町
豊かなこころの育成	非行防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害環境浄化運動の強化 ・ 子どもの健全育成を担うリーダーの育成やボランティア団体への支援 	県（知事・警察）、市町、地域団体等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの深夜外出を抑制するための帰宅を促す声掛けの実施 	深夜営業事業者
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害図書類等の販売方法の適正化 	書籍販売事業者

学校、家庭等における道徳観等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規範意識を高める教育の充実 	学校等、県（教育委員会）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や社会を体験する活動を通じた道徳観等を育む教育の推進 	学校等、県（教育委員会）地域団体、事業者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団生活を通じた若者の自立支援、健全育成の場づくり ・ 命の大切さなどを学ぶ環境学習の推進 	県（知事・教育委員会）

3 防犯に配慮した施設の管理・整備

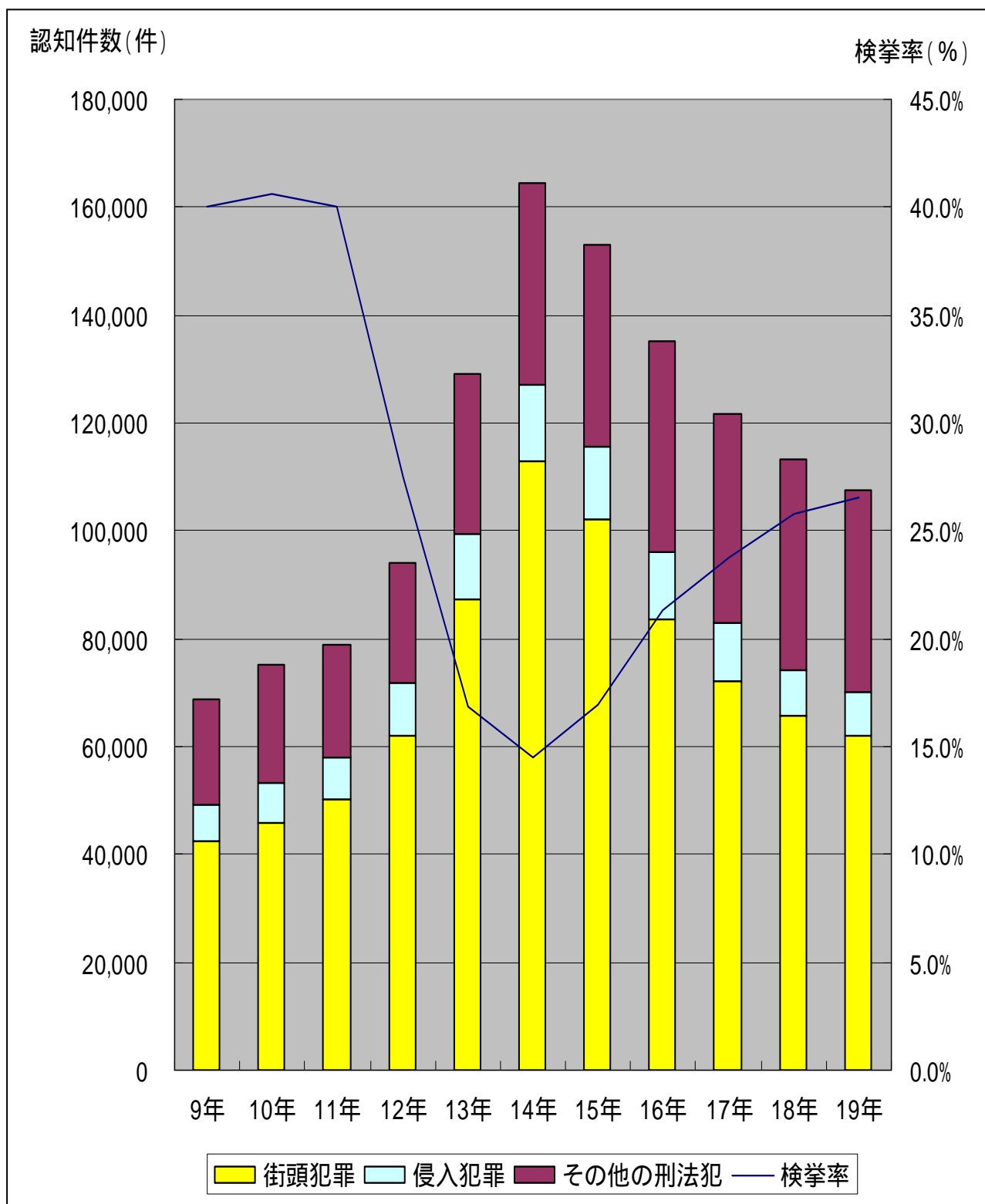
犯罪の防止と犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化を推進するため、施設等を適切に管理するとともに、防犯に配慮したまちの基盤整備等を進めます。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
防犯に配慮した施設の管理等の取組	施設の安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の防犯診断の実施 ・ 地域における危険箇所の把握 ・ 門灯点灯運動の推進 	地域団体等、防犯設備事業者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅等の確実な施錠の呼びかけ ・ 空地、空家の把握と所有・管理者に対する適切な管理の呼びかけ ・ 地域ぐるみでゴミの不法投棄を防止する取組の推進 	地域団体等、県（知事・警察）、市町、防犯活動団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗、事務所等の防犯診断の実施 	事業者、防犯設備事業者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間機械警備システムの導入 ・ 店舗等における防犯カメラの設置 ・ 自動販売機、A T M等の防犯対策の強化 	警備事業者、防犯設備事業者その他の事業者
	繁華街の環境浄化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 繁華街における落書き消しやゴミの不法投棄防止運動の展開 ・ 路上駐車等防止の呼びかけ ・ 違法な屋外広告物を撤去する活動の促進 	地域団体等、事業者団体、県(知事・警察)、市町
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質な客引き等の迷惑行為を排除する取組の推進 	地域団体等、事業者団体、県(警察)

防犯に配慮した基盤の整備	まちの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備 	県(知事)、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の整備促進 	市町
		<ul style="list-style-type: none"> 防犯に配慮したマンションを認定する制度の運用 	防犯活動団体、防犯設備事業者、住宅関係団体
	防犯に配慮した製品等の普及	<ul style="list-style-type: none"> 防犯性能の高い住宅の普及促進 防犯性能の高い錠前、窓ガラス等の普及促進 	住宅事業者、防犯設備事業者、防犯活動団体
		<ul style="list-style-type: none"> 自転車防犯登録制度の普及促進 自動車及び自動二輪車の盗難を防止する制度の普及促進 	自動車等販売事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 自動車、自動二輪車、自転車の盗難等を防止する装置の普及促進 	自動車部品等製造事業者

1 県下の犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知件数等の推移



(2) 街頭犯罪・侵入犯罪の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
刑法犯総数 a	68,685	75,166	78,857	94,150	129,197	164,445	153,080	135,119	121,539	113,320	107,378
指数	100	109	115	137	188	239	223	197	177	165	156
検挙件数 b	27,477	30,556	31,581	25,844	21,799	23,803	25,973	28,817	28,846	29,238	28,461
検挙率 c =b/a	40.0%	40.7%	40.0%	27.4%	16.9%	14.5%	17.0%	21.3%	23.7%	25.8%	26.5%
街頭・侵入犯罪 d =e+f	49,100	53,250	57,933	71,788	99,525	127,152	115,467	95,913	82,942	74,012	70,133
指数	100	108	118	146	203	259	235	195	169	151	143
刑法犯総数に占める割合 d/a	71.5%	70.8%	73.5%	76.2%	77.0%	77.3%	75.4%	71.0%	68.2%	65.3%	65.3%
街頭犯罪 e	42,379	45,983	50,185	61,985	87,420	112,759	102,195	83,476	72,159	65,670	61,974
指数	100	109	118	146	206	266	241	197	170	155	146
路上強盗	28	48	48	75	99	146	175	123	135	144	156
強制わいせつ	69	86	202	236	338	416	371	337	349	448	383
ひったくり	1,049	1,584	2,345	2,559	2,966	4,231	4,010	2,614	1,972	1,872	2,006
車上ねらい	7,839	8,239	9,398	13,694	17,834	23,574	20,940	15,173	13,049	10,421	8,540
自販機ねらい	4,492	6,441	7,806	7,638	7,552	8,205	5,730	3,198	3,030	2,084	2,016
自動車盗	1,454	1,681	1,775	2,514	3,142	3,969	3,415	2,696	2,507	1,810	1,969
オートバイ盗	13,884	14,763	15,478	17,312	20,692	17,165	13,807	10,630	7,818	7,098	6,214
自転車盗	11,726	11,238	11,274	13,971	20,299	28,549	28,064	25,832	22,488	21,965	21,912
部品ねらい	1,562	1,637	1,635	2,889	5,660	7,965	7,439	6,513	6,055	5,332	5,247
器物損壊等	276	266	224	1,097	8,838	18,539	18,244	16,360	14,756	14,496	13,531
侵入犯罪 f	6,721	7,267	7,748	9,803	12,105	14,393	13,272	12,437	10,783	8,342	8,159
指数	100	108	115	146	180	214	197	185	160	124	121
空き巣	2,967	3,190	3,450	4,630	5,473	7,138	6,893	6,882	5,874	4,841	4,648
忍込み	1,165	968	1,001	1,085	1,200	1,492	1,109	1,016	1,123	803	983
金庫破り	140	162	217	358	500	481	500	359	280	175	198
事務所荒し	1,224	1,488	1,455	1,980	2,657	2,517	2,013	2,110	1,565	1,145	1,106
出店荒し	1,225	1,459	1,625	1,750	2,275	2,765	2,757	2,070	1,941	1,378	1,224

2 地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 地域安全まちづくり活動（第7条 - 第10条）

第3章 地域安全まちづくり活動への支援（第11条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まれなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

（県民の役割）

第2条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地縁団体等の役割）

第3条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民

及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

- 3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。
- 3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

(県民等、県及び市町の相互の連携)

第6条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第2条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

- 2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。
- 3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第2章 地域安全まちづくり活動

(地域安全まちづくり活動)

第7条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。
 - (1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進
 - (2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及
- 3 事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校の設置者等」という。)は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動
 - (2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育
 - (3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育
- 2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者(以下「高齢者等」という。)の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に

対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

(防犯に配慮した施設の管理等の取組)

第9条 住宅、店舗その他の施設(以下「住宅等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものと努めなければならない。

2 空地を所有し、又は管理する者は、当該空地を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

4 深夜(午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗(以下「深夜営業店舗」という。)への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域(以下「繁華街」という。)において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

(防犯に配慮した基盤の整備)

第10条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものと努めなければならない。

2 道路、公園、駐車場その他の施設(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものと努めなければならない。

3 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

(地域安全まちづくり活動への支援)

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。

(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。

(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。

(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

(推進計画の策定)

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

- (2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
 - (3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
 - (4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

(地域安全まちづくり推進員の設置)

第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員(以下「推進員」という。)を委嘱するものとする。

- 2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、国及び犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)による被害を受けた者等(以下「犯罪被害者等」という。)を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

(その他の地域安全まちづくり施策)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 2 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり 審議会	地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例第3号)による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
------------------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第54号を次のように改める。

(54)地域安全まちづくり審議会

別表第1男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり 審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2男女共同参画審議会の委員の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-----------------	---------------------

地域安全まちづくり条例の構成

前文

(現状)

(貴重な経験の積み重ね)

(今後の展開方策)

(目標)

県民生活に身近なところで犯罪が多発 地域における県民の取組が活発化

県民相互の助け合い・連携

阪神・淡路大震災において、県民等が連携する豊かな地域社会こそが安全で安心な地域社会を支えていることを再確認

地域社会を構成する様々な主体の相互連携による活動の推進

安全で安心な兵庫の実現

第1章 総則

基本理念(第1条)

犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動(地域安全まちづくり活動)の推進

県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成(地域安全まちづくり)

県民の役割(第2条)

活動の実施等
子どもの健全育成

地縁団体等の役割(第3条)

活動の企画、助言等

事業者の役割(第4条)

活動の実施等

県の責務(第5条)

総合的な施策実施
市町に対する支援

県民等、県及び市町の相互の連携(第6条)

県民等及び県の連携、県及び市町の連携、総合的な推進体制の整備

第2章 地域安全まちづくり活動

地域安全まちづくり活動(第7条)

防犯の知識等の習得、地域内の巡回等(県民)
県民と事業者が連携した活動の企画等(地縁団体等)
従業者に対する防犯教育等(事業者)

子ども、高齢者等の安全確保(第8条)

子どもの安全確保のための巡回、防犯教育等
学校・通学路等における防犯設備の設置等
高齢者等への防犯の知識等の普及等

防犯に配慮した施設の管理等の取組(第9条)

住宅等の構造・設備・管理方法
事業所における防犯責任者の設置
深夜営業店舗の防犯設備設置等の措置

防犯に配慮した基盤の整備(第10条)

住宅、道路等の防犯に配慮した整備

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

地域安全まちづくり活動への支援(第11条)

地域安全まちづくり活動への県の支援施策
知事、教育委員会、公安委員会の相互連携

推進計画の策定(第12条)

県が行う支援施策展開のための計画策定

指針の策定(第13条)

「子どもの安全確保」「住宅及び住宅団地」
「深夜営業店舗」「道路等」の指針策定

地域安全まちづくり推進員の設置(第14条)

推進員の委嘱(知事)及びその職務等

犯罪被害者等に対する支援(第15条)

情報提供、相談その他の支援の実施

その他の地域安全まちづくり施策(第16条)

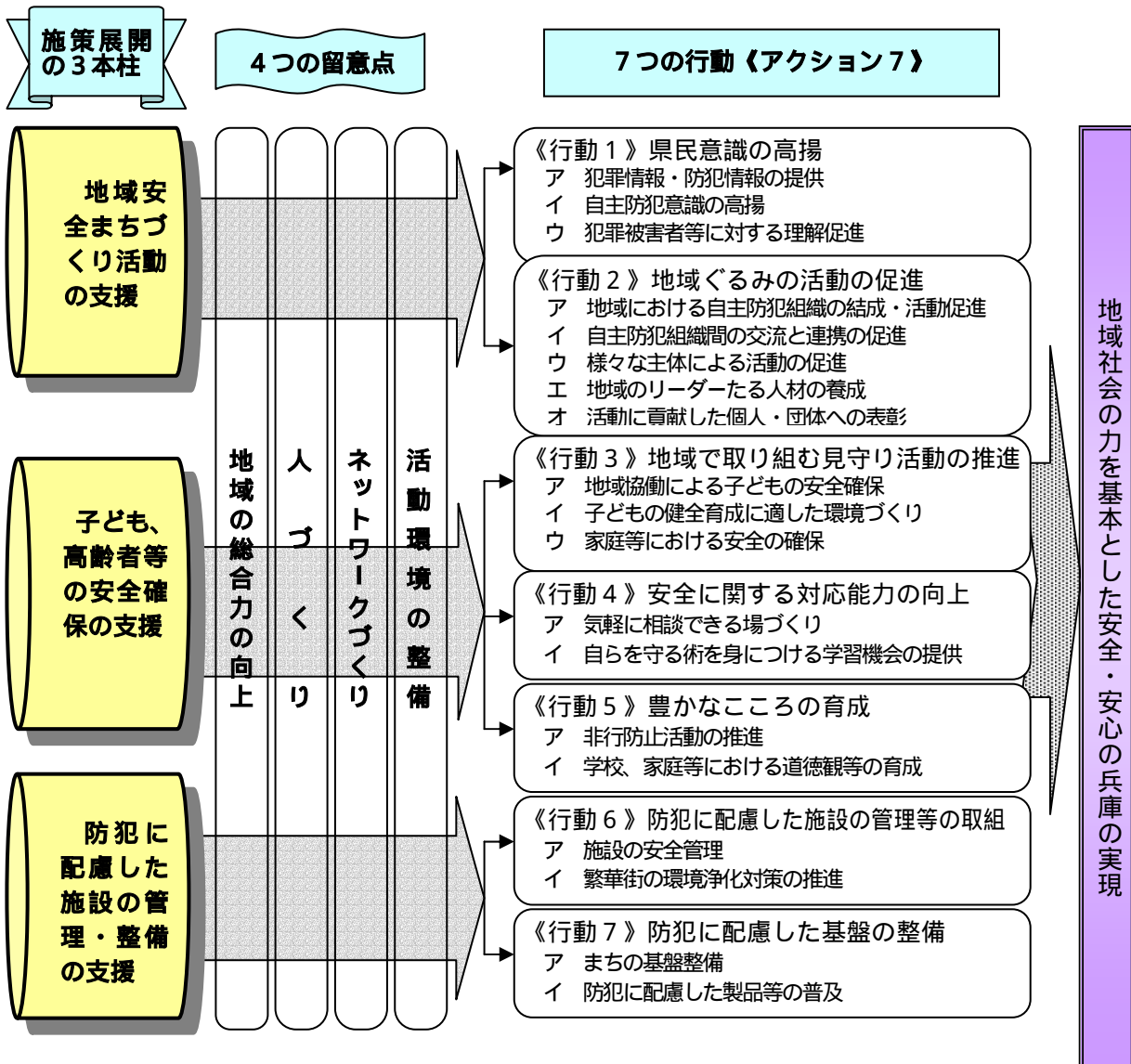
支援

第4章 雑則

補則(第17条)

知事、教育委員会、公安委員会の規則への委任

地域安全まちづくり推進計画の構成



計画期間	平成19年度から21年度まで（3年間）
目標設定	<p>成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯認知件数の減少 今後3年間（平成21年まで）で20%減少 ・ 安全・安心な地域環境の創造の認識の向上 今後3年間（平成21年まで）で、安全・安心なまちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識している県民の割合の20%増加 <p>活動指標</p> <p>まちづくり防犯グループの結成数、地域安全まちづくり推進員の委嘱者数 など</p>

3 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要

1 目的

地域団体、事業者団体、行政機関等が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

2 設立年月日

平成17年3月8日

3 役員

	氏名	所属団体・役職
会長	井戸敏三	兵庫県知事
副会長	足立理秋	兵庫県町村会会長（神河町長）
	太田裕之	兵庫県警察本部長
	北野美智子	兵庫県連合婦人会会長
	白川武夫	兵庫県連合自治会会長
	西村太一	社団法人兵庫県防犯協会連合会会長
	水越浩士	兵庫県商工会議所連合会会頭
監事	山田知	兵庫県市長会会長（西宮市長）
	速水順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長

4 会員

107団体

5 事業内容

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（主な事業実績）

17年度	「活動指針」の策定、啓発ポスターの作成、シンボルキャラクターの公募
18年度	活動事例集の作成、啓発用品（ウインドフラッグ、ステッカー）の作成
19年度	ホームページのリニューアル、会員による地域安全まちづくり研修の支援、地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究、防犯学習シミュレーションCDの作成

上記のほか、会報の発行、研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催等を実施

6 予算

委託金、補助金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

7 事務局

兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課（事務局長：兵庫県政策担当部長）

(参考)

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会員名簿

兵庫県愛育連合会	兵庫県町村教育長会
兵庫県いずみ会	兵庫県鉄道事業者・警察連絡協議会
兵庫県インターネット安全安心利用推進協議会	社団法人兵庫県電業協会
兵庫県カラオケスタジオ協会	兵庫県特別支援学校PTA連合協議会
兵庫県教育委員会	兵庫県特別支援教育諸学校長会
兵庫県漁業協同組合連合会	兵庫県都市教育長協議会
兵庫県軽自動車協会	社団法人兵庫県バス協会
社団法人兵庫県警備業協会	兵庫県PTA協議会
兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会	兵庫県BBS連盟
社団法人兵庫県建設業協会	兵庫県百貨店協会
社団法人兵庫県建築士会	兵庫県病院協会
社団法人兵庫県建築士事務所協会	財団法人兵庫県婦人共励会
兵庫県建築設計監理協会	社団法人兵庫県保育協会
兵庫県更生保護女性連盟	社団法人兵庫県防犯協会連合会
兵庫県国公立幼稚園長会	特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会
兵庫県国公立幼稚園PTA連絡協議会	兵庫県保護司会連合会
社団法人兵庫県子ども会連合会	社団法人兵庫県民間病院協会
兵庫県古物商組合連合会	兵庫県民生委員児童委員連合会
兵庫県ゴルフ場防犯対策協議会	兵庫県遊技業協同組合
兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会	兵庫県立高等学校長協会
兵庫県質屋組合連合会	兵庫県立高等学校PTA連合会
兵庫県市長会	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合
社団法人兵庫県自転車防犯登録会	兵庫県連合自治会
社団法人兵庫県自動車整備振興会	兵庫県連合婦人会
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	財団法人兵庫県老人クラブ連合会
兵庫県小学校長会	株式会社Kiss-FM KOBE
兵庫県商工会議所連合会	社団法人神戸銀行協会
兵庫県商工会連合会	神戸市子ども会連合会
兵庫県商店連合会	社団法人神戸市私立保育園連盟
兵庫県少年補導員連絡協議会	神戸市PTA協議会
兵庫県消費者団体連絡協議会	神戸市婦人団体協議会
兵庫県書店商業組合	社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会
兵庫県市立高等学校長会	神戸市立高等学校PTA連合会
兵庫県私立小学校連合会	社団法人神戸市老人クラブ連合会
兵庫県私立中学高等学校連合会	株式会社神戸新聞社
社団法人兵庫県私立幼稚園協会	神戸保護観察所
社団法人兵庫県信用金庫協会	特定非営利活動法人こうべユースネット
社団法人兵庫県信用組合協会	株式会社サンテレビジョン
兵庫県信用農業協同組合連合会	社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
兵庫県森林組合連合会	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ神戸支部
兵庫県生活協同組合連合会	社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫県
兵庫県青少年団体連絡協議会	社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
兵庫県青少年補導委員連合会	財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部
兵庫県青少年補導センター連絡協議会	日本放送協会神戸放送局
兵庫県青少年を守る店連絡協議会	日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部
社団法人兵庫県精神科病院協会	社団法人ひょうごツーリズム協会
兵庫県石油商業組合	特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター
社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会	郵便事業株式会社神戸支店
兵庫県損害保険防犯対策協議会	株式会社ラジオ関西
社団法人兵庫県タクシー協会	
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会	
兵庫県中学校長会	
兵庫県中古自動車販売協会	
兵庫県駐車場協会連合会	
兵庫県中小企業団体中央会	
兵庫県町村会	

【事務局】

兵庫県
兵庫県警察本部

(平成20年6月2日現在107団体)

4 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県企画県民部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等（以下「団体等」という。）が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(加入)

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

- 2 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 会則の改正に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項に関すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の決議方法)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(会長の専決)

第17条 総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、第2号、第4号の事項につき、緊急を要するときは、会長は、事案持ち回りにより幹事会の承認を経て、専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、別表に掲げる団体等の代表者又は推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図る。

- 2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。
- 4 第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これら条文中「会長」とあるのは、「代表幹事」と、「本会」とあるのは、「幹事会」と、「役員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会長は、毎会計年度終了後、すみやかに総会に事業報告及び収支報告をしなければならない。

第6章 解散

(解散)

第20条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決をもって解散する。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企

画課とする。

3 事務局長は、兵庫県政策担当部長をもって充てる。

第8章 補則

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年3月8日から施行する。ただし第5章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この会則の施行の日以後最初に開かれる幹事会は、第18条第3項の規定にかかわらず、兵庫県県民政策部長が招集する。

附 則

この会則は、平成20年6月2日から施行する。

別表

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会幹事会構成団体

兵庫県 兵庫県警察本部 兵庫県市長会 兵庫県商工会議所連合会 兵庫県消費者団体連絡協議会 兵庫県駐車場協会連合会 兵庫県PTA協議会 特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会 兵庫県連合婦人会	兵庫県教育委員会 社団法人兵庫県建設業協会 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 兵庫県商工会連合会 兵庫県青少年団体連絡協議会 兵庫県町村会 社団法人兵庫県防犯協会連合会 兵庫県連合自治会 神戸市婦人団体協議会
--	--